

指定審判員の更新（再審査）に係わる内規

（目的）

第1条 この内規は、公益社団法人全日本銃剣道連盟（以下「本連盟」という。）指定審判員規則第10条に定める審判員資格の更新（再審査）に係わる取扱いについて定めるものとする。

（再審査受審）

第2条 規則第10条に定める3年とは、資格取得年月日から3年経過する年度の末日までとし、2年以内の経過でも再審査を受審することができる。

（再審査未受審及び不合格者）

第3条 規則第10条に定める再審査を未受審または不合格で未更新の者の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 再審査受審当該年度の次年度までは再審査受審扱いとする。ただし、当該年度の次年度に再審査を受審して合格した場合は、有効期限を2年とし、資格取得年月日から2年経過する年度の末日までとする。
- (2) 前号の再審査合格までの期間は、保有資格のすぐ下位の審判員資格保有者扱いとし、C級審判員の場合は資格未保有者とする。
- (3) 再審査受審当該年度の次年度の再審査も未受審または不合格だった場合は、その審判員資格を失効したものとする。
- (4) 失効した審判員資格は、失効以降に新規に受審できるものとする。ただし、規則第4条に定める受審資格を有していかなければならない。失効資格がA級審判員の場合に限り、C級審判員を保有していなくてもB級審判員資格の受審ができるものとする。

（規則改正による資格未到達保有者）

第4条 規則の改正に伴い、受審資格が改正された場合に新たな規則に定める受審資格に到達していない現行資格保有者は、改正された新規則に定める受審資格を再審査受審年度末までに有しなければならない。ただし、再審査受審年度末までに称号段位審査規則に定める経過年数に到達することが不可能であり、資格到達できない場合はこの限りではない。

（改 正）

第5条 この内規の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。